

令和4年度第11回総会（月例）議事録

日 時	令和5年1月27日（金） 午後1時開会
場 所	市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室
出席委員 （15名）	上入來 幸一（会長） 仮屋 幸孝（会長代理） 池田 晃 上四元 正昭 園山 一則 豊留 辰男 鳥丸 俊秀 永尾 寛 中村 秀彦 鳩宿 隆雄 福永 大悟 堀之内 薫 本多 剛 穂満 和廣 横峯 明人
欠席委員 （4名）	有村 伊智博 岩元 節朗 弟子丸 宗一 枇榔 稔
事務局	事務局長 三浦 主 幹 新村 支局主任 山崎、末永、尾堂、東、小村、児之原、吉永 専門員 水盛、高山、吉満、矢崎、有村、渡邊 主 査 帖地 主 任 上崎 主 事 飯泉 主 任 米倉、西、平川
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地法第4条許可申請に関する件 3 農地法第5条許可申請に関する件 4 非農地認定に関する件 5 農用地利用集積計画に関する件 6 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 7 令和6年度 国への農地等利用最適化推進施策の意見について
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 国土利用計画法による届出土地に関する調書について 3 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 4 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 5 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 6 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について 7 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について

議 長	<p>開 会 (午後 1 時)</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、令和 4 年度第 1 1 回総会を開催いたします。</p> <p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。</p> <p>1 9 人中 1 5 人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>なお、欠席届が、有村委員、岩元委員、弟子丸委員、枇榔委員から出されています。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません。私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは、中村委員、本多委員にお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>それでは、議題の審議に入ります。</p>
-----	--

議 題	
議題 1. 農地法第 3 条許可申請に関する件 1 ページ 4 件	
議 長	<p>それでは、議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」を審議します。 まず、吉野、15 番委員お願いします。</p>
15 番委員	<p>ご報告します。 番号 1 号、申請事由：相手要望、規模拡大、権利の種別：所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、喜入、1 番委員お願いします。</p>
1 番委員	<p>ご報告します。 番号 2 号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、松元、3 番委員お願いします。</p>
3 番委員	<p>ご報告します。 番号 3 号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、郡山、10 番委員お願いします。</p>
10 番委員	<p>ご報告します。 番号 4 号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 別冊資料 1 にありますように、今回の第 3 条案件の全ては、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」4 件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>

議題2. 農地法第4条許可申請に関する件 2ページ 2件	
議 長	次に、議題2「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、14番委員お願いします。
14番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：駐車場62.00㎡、通路46.00㎡、転回場等78.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…原野、西…宅地、他人畑、南…雑種地、北…他人畑、境界…ブロック積、土留、雨水…自然流下。</p> <p>この件に関しましては、補足して説明します。</p> <p>申請地は、道路に接していませんが、出入りについては、本人の所有する宅地の一部を通路として使用します。</p> <p>また、申請人は、必要な手続きを経ずに、当該地を平成元年ごろから駐車場として使用していたことから、今回始末書添付のうえ申請されたものです。</p> <p>代理人を通じて、転用等を行う場合は、農地法の許可を受けなければならないこと、今後は、このようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、伊敷、13番委員お願いします。
13番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、既存住家1棟87.74㎡、庭敷地等318.31㎡、東…他人畑、西…宅地、他人畑、南…県道、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…県道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件につきまして、補足説明を行います。</p> <p>申請地は、伊敷支所から南へ約5kmに位置する第2種農地に該当します。</p> <p>申請人は、令和3年12月に地目宅地にある自宅の増築リフォームを行った際に誤って隣接している申請農地へはみだして建築してしまったことから、今回始末書添付の上、申請を行ったものです。</p> <p>申請人には、転用許可を行う場合は農地法の許可を受けなければならないこと、今後このようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>以上です。</p>

議	<p>長</p> <p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」2件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題3. 農地法第5条許可申請に関する件</p> <p>3ページ～6ページ 12件</p>	
議	<p>長</p> <p>次に、議題3「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず、谷山、14番委員お願いします。</p>

1 4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：資材置場142.00㎡、通路50.00㎡、駐車場20.00㎡、転回場等100.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…宅地、西…里道、南…宅地、他人畑、北…雑種地、境界…ブロック積、土留、雨水…自然流下、権利の種別：使用貸借権。</p> <p>この件に関しましては、補足して説明します。</p> <p>申請人は、必要な手続きを経ずに、当該地を令和4年11月ごろから砂利等を敷き、車両が通る通路として整備していたことから、今回始末書添付のうえ申請されたものです。</p> <p>代理人を通じて、転用等を行う場合は、農地法の許可を受けなければならないこと、今後は、このようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>番号2号、既存住家1棟92.41㎡、庭敷地等165.67㎡、東・南・北…宅地、西…市道、境界…ブロック積、土留、雨水…自然流下、所有権移転、贈与。</p> <p>この件に関しましては、補足して説明します。</p> <p>申請人は、必要な手続きを経ずに、当該地を令和4年4月から庭敷地として利用していたことから、今回始末書添付のうえ申請されたものです。</p> <p>代理人を通じて、転用等を行う場合は、農地法の許可を受けなければならないこと、今後は、このようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>番号3号、住家1棟100.53㎡、庭敷地等368.58㎡、東…他人畑、西…貸人畑、他人畑、南…宅地、北…市道、雑種地、他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>番号4号、住家1棟57.00㎡、庭敷地等143.00㎡、東…他人畑、西…市道、南…宅地、北…渡人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…公共下水道、所有権移転、売買。</p> <p>番号5号、住家1棟89.84㎡、庭敷地等218.16㎡、東・北…里道、西…河川管理道路、南…他人田、境界…ブロック積、コンクリート擁壁、雨水…河川管理道路側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、1番委員お願いします。
1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号6号、住家1棟91.09㎡、庭敷地等185.91㎡、東・南・北…宅地、西…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号7号、建売住宅3棟280.71㎡、通路201.03㎡、庭敷地等582.26㎡、東・西…宅地、他人畑、南…市道、北…水路、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、3番委員お願いします。

3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号8号、通路2. 28㎡、東…渡人畑、西・南…宅地、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、所有権移転、贈与。</p> <p>番号9号、建売住宅5棟323. 76㎡、庭敷地等1, 041. 24㎡、東…宅地、他人畑、西…市道、南…他人畑、北…私道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号10号、建売住宅5棟324. 17㎡、庭敷地等877. 83㎡、東・北…他人畑、西…市道、南…私道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この申請番号9、10号について補足説明いたします。</p> <p>申請地は、松元支所から北東に約3. 2kmに位置する10ha以上の農地の広がりの中にある第1種農地です。</p> <p>申請人は市内で建築業と不動産業を営む法人で今回、申請地を買い受け建売住宅として転用しようとするものです。</p> <p>申請地は、第1種農地の不許可の例外である、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続施設」に該当することから、今回の転用許可はやむを得ないと判断したところでございます。</p> <p>番号11号、住家1棟102. 06㎡、庭敷地等367. 94㎡、東・南…貸人畑、西…宅地、北…水路、境界…ブロック積、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>この件につきまして、補足説明を行います。</p> <p>申請地は、松元支所から東南へ約1. 2kmに位置する第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>申請者は、母親が所有する申請地に一般住宅を新築するものです。</p> <p>なお、申請地は、道路に接しておりませんが、母親が所有する宅地を通って、市道に出入りします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、10番委員お願いします。
1 0 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号12号、運動場436. 00㎡、通路8. 55㎡、法面等161. 45㎡、東…山林、雑種地、西・南・北…山林、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>本件につきまして、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、郡山支所から西へ約4. 0kmに位置する第2種その他の農地に該当します。</p> <p>申請人は、社員の健康管理の向上を目的に運動場及び休憩所を設置するため申請するものです。</p> <p>申請地は、道路に接していませんが、隣接する申請人の会社の駐車場を通路として使用します。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号9、10号は、第1種、それ以外は全て、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「2番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、2番委員どうぞ。</p>
2 番 委 員	<p>番号12ですが、運動場に転用をすることですが、この運動場で、どうい う人達が運動するのか、この譲受人の社員の人達が運動をするのでしょうか。</p>
1 0 番 委 員	<p>その通りです。</p> <p>譲受人は、ここと、もう少し離れた所に工場を持っていまして、両方で社員が 50、60名いるのですが、その社員の健康管理のために、運動場を設置するも のです。</p>
2 番 委 員	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地法第5条許可申 請に関する件」12件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請 人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、第1種農地である番号9、10号につきましては、「県農業会議」に意見 聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといた します。</p>
<p>議題4. 非農地認定に関する件 7ページ～8ページ 7件</p>	
議 長	<p>次に、議題5.「非農地認定に関する件」を審議します。</p> <p>まず、本局、2番委員お願いします。</p>
2 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、調査結果：杉、孟宗竹・雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。 以上です。</p>

議 長	次に、伊敷、13番委員お願いします。
13番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、調査結果：住家1棟、34年経過、現況宅地。</p> <p>番号3号、調査結果：雑木・唐竹自然繁茂、約50年経過、現況山林。</p> <p>番号4号、調査結果：住家1棟、45年経過、現況宅地。</p> <p>番号5号、調査結果：倉庫1棟、24年経過、現況宅地。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、事務局お願いします。
吉田支局	<p>ご報告します。</p> <p>番号6号、住家1棟、36年経過、現況宅地。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、10番委員お願いします。
10番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号7号、調査結果：雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4.「非農地認定に関する件」7件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>
<p>議題5. 農用地利用集積計画に関する件</p> <p>9ページ～32ページ 43件</p>	
議 長	次に、議題5.「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局	<p>資料の9ページをご覧ください。</p> <p>議案第5号、令和5年1月31日公告予定の、農用地利用集積計画集計表について、ご説明申し上げます。</p> <p>右側の一番下になります。</p> <p>所有権移転3件、4筆、3,069.00㎡。賃貸借権28件、48筆、45,039.00㎡。使用貸借権12件、14筆、12,399.00㎡。合計43件、66筆、60,507.00㎡です。</p> <p>議案書の10ページから32ページは、農用地利用集積計画の内容です。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「2番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、2番委員どうぞ。</p>
2番委員	<p>番号35から39ですが、借受人は、新規就農者でいらっしゃるのですか。一度に7,000㎡以上の田畑を借りることになっていますが、借受人の方は、どういう農業をされる予定なのか教えてください。</p>
郡山支局	<p>借受人は、父親の所有する農地をこれまでも親と一緒に耕作しておりました。今回、利用権を設定して、規模拡大したいということです。これまで経験ありということで、新規就農者の扱いはしておりません。</p>
2番委員	<p>借受人の方は、男性ですか、女性ですか。</p>
郡山支局	<p>男性です。</p>
2番委員	<p>わかりました。</p>
議長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5。「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>

議題 6. 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 別冊資料 2 2件	
議 長	次に、議題 6. 「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料 2 です。 まず、吉田、事務局お願いします。
吉 田 支 局	ご報告します。2 ページです。 3. 変更後の用途、携帯電話基地局 4. 現況、申出地は、本名町大坪地区にあり、吉田支所から南西へ約 2. 3 k mに位置し、東・北側は水路、西側は渡人田、南側は河川に接している。 5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部に接していないが、公共の用に供するものであり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。 以上です。
議 長	次に、松元、3 番委員お願いします。
3 番 委 員	ご報告します。6 ページです。 3. 変更後の用途、一般住宅 4. 現況、申出地は、上谷口町平田地区にあり、松元支所から南西へ約 1. 5 k mに位置し、東側は他人田、西・北側は水路、南側は水路、農道に接している。 5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 6. 「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」2 件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。

議題 7. 令和 6 年度 国への農地等利用最適化推進施策の意見について 別冊資料 3	
議 長	<p>続きまして、議題 7.「令和 6 年度 国への農地等利用最適化推進施策の意見について」を審議します。</p> <p>今月と来月のふた月にかけて話し合っていたき、来月は最終的に意見を取りまとめていきたいと思ひます。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>別冊資料 3 です。</p> <p>議題 7.「令和 6 年度 国への農地等利用最適化推進施策の意見について」ですが、この意見につきまは、地域での農業者との意見交換会を基に、地域の意見を聞いた上で実施するという形になっているのですが、コロナ渦の中で、今、開催できている所が、桜島と郡山になります。本日とまた月末に、各地区で、意見交換会を実施予定となっております。それにつきまは、来月の地区推進協議会の中で、意見集約をしていただき、来月の総会で、最終的な意見として審議していただきたいと思ひますので、よろしくお祈ひします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>意見交換会から意見が出た後、事務局で整理をして、2月総会に諮りたいと考えていますが、皆様から何かご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題 7.「令和 6 年度 国への農地等利用最適化推進施策の意見について」は、皆様方から出されたご意見を基に、運営連絡会と事務局で整理し、次回の第 1 2 回総会で再度まとめたいと思ひます。</p> <p>議題の審議は以上です。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p>

報 告 事 項	
1. 法務局から照会のあった農地等の現況について 33ページ～35ページ 3件	
議 長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、谷山、14番委員お願いします。
14番委員	報告します。33ページです。 照会日：令和4年12月28日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和5年1月6日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、伊敷、13番委員お願いします。
13番委員	報告します。34ページです。 照会日：令和4年12月28日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和5年1月10日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、喜入、1番委員お願いします。
1番委員	報告します。35ページです。 照会日：令和4年12月21日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和5年1月4日 鹿児島地方法務局へ報告済。
2. 国土利用計画法による届出・土地に関する調書について 36ページ～37ページ 2件	
議 長	次に、報告事項2「国土利用計画法による届出・土地に関する調書について」 それでは、吉野、事務局お願いします。

吉野支局	<p>この件につきまして、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>36ページです。</p> <p>この調書は、市街化区域内の2,000㎡以上の土地の売買であるため、申請人から本市の土地利用調整課へ、国土利用計画法の規定による届出書が12月23日に提出されました。</p> <p>申請地が農地であったことから、農業委員会事務局に意見を求められ、回答したものです。</p> <p>表内の左側1の「申請等に係る事項等」の欄ですが、譲受人、譲渡人、農地の所在は記載のとおりであり、地目別面積は(畑)3,679.00㎡、転用目的は宅地造成です。</p> <p>次に「2 農地の区分等」ですが、申請地は市街化区域内にあるため、市街化区域内農地に該当します。</p> <p>次に「3 他の土地利用計画との関係」の欄の「農業振興地域整備計画との関係」ですが、農業振興地域外及び農用地区域外です。</p> <p>「その他の土地利用計画との関係」ですが、「届出地には市街化区域内にある農地ですので、転用の際は農地法第5条転用届出必要ですが、既に提出済みです。」と土地利用調整課へ1月6日に回答したところです。</p> <p>次に、37ページです。</p> <p>この調書は、市街化調整区域内の5,000㎡以上の土地の売買であるため、申請人から本市の土地利用調整課へ、国土利用計画法の規定による届出書が12月27日に提出されました。</p> <p>申請地に農地が含まれていたことから、農業委員会事務局に意見を求められ、回答したものです。</p> <p>表内の左側1の「申請等に係る事項等」の欄ですが、譲受人、譲渡人、農地の所在は記載のとおりであり、地目別面積は(田)294.00㎡(畑)852.00㎡(合計)1,146.00㎡、転用目的は資材置場です。</p> <p>次に「2 農地の区分等」ですが、申請地は市街化調整区域内にある農地に該当します。</p> <p>次に「3 他の土地利用計画との関係」の欄の「農業振興地域整備計画との関係」ですが、農業振興地域内で、農用地区域外です。</p> <p>「その他の土地利用計画との関係」ですが、「届出地は市街化調整区域内にある農地ですので、転用の際は農地法第5条転用許可申請が必要です。」と土地利用調整課へ1月13日に回答したところです。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
------	---

<p>3. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 38ページ～40ページ 15件</p>	
<p>4. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 41ページ～47ページ 20件</p>	
<p>5. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 48ページ～50ページ 6件</p>	
議 長	<p>次に、報告事項3「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項4「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 報告事項5「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について」 それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>38ページをお開きください。 報告事項3 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。 この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は15件です。 登記地目別では、田29筆、27,032.00㎡、畑40筆、25,445.00㎡となっております。取得した事由別数は、相続が15件。権利の種別は、所有権が15件。農業委員会によるあっせん等は、有が1件、無が14件となっております。 39ページから40ページは、農地法第3条の3関係の内容です。 お目通しをお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>次に、41ページをお開きください。 報告事項4 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。 これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。 転用目的別では、第4条関係では、一般住宅が2件となっております。 第5条関係では、多い順に一般住宅が10件、資材置場が5件、駐車場が2件、共同住宅が1件、合計18件となっております。 42ページは、4条関係2件、43ページから47ページは、5条関係18件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>次に、48ページから50ページをお開きください。 報告事項5 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告についてです。 吉野地区で3件、吉田地区で1件、喜入地区で1件、郡山地区で1件、合意解約の通知が出ております。 お目通しをお願いいたします。</p>

6 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について 別冊資料4 70件	
事 務 局	<p>報告事項6 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について」報告いたします。</p> <p>別冊資料4をご覧ください。</p> <p>先月の地区推進協議会等で計70筆の非農地判断を実施して頂いております。実施結果に基づきまして、12月28日に、関係部署へ通知書を送付しております。内容につきましては、お目通しをお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
7. 鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 別冊資料5	
事 務 局	<p>報告事項7 鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について報告いたします。</p> <p>別冊資料5をご覧ください。</p> <p>表の一番下の合計欄をご覧ください。</p> <p>まず、二段書きの上の段の11月分については、訪問戸数97戸、うち不在15戸、調査回答戸数82戸、貸出希望4戸109.21㎡、借入希望、貸出実績、借入実績、中間管理事業活用実績はありませんでした。</p> <p>各地区の実績、累計についてはお目通しをお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>(議事終了：午後1時30分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。</p>
事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度第12回総会（月例）開催日時は、令和5年2月28日（火）午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室 ・令和4年農業委員会県内現地視察研修日時は、令和5年2月3日（金）各集合時間を確認 研修先：いちき串木野市農業委員会他
議 長	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉 会（午後1時35分）</p>